



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

サッポロビール事件—特例税率が適用される「第三のビール」該当性

～酒税法23条2項3号口に規定する「その他の発泡性酒類」に該当しない～

サッポロビール株式会社は、平成25年3月から平成26年6月まで、発泡性酒類「極ZERO」を通常のビールより低い税率が適用されるいわゆる「第三のビール」として製造し、申告納税していましたが、「第三のビール」に該当しない可能性が出たことから、差額115億円を追加納税し、試験結果報告書等添付して、更正の請求を行いました。

今回は、この更正の請求に対して、各工場に係る原処分庁が、更正をすべき理由がない旨の各通知処分を行ったのに対し、サッポロビール（請求人）が各通知処分の取消しを求める事例を紹介します。

（平成28年10月5日非公開裁決・棄却・TAINSコード：F0-6-016）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

＜審判所の判断＞

- 1 酒税法23条（税率）1項1号は、発泡性酒類の税率は1kℓにつき22万円とし、同条2項3号口は、発泡性酒類のうち、「政令で定める発泡酒」に「政令で定めるスピリット」を加えた一定の酒類の税率は、1kℓにつき8万円と規定している。
施行令20条（ホップ等を原料としたその他の発泡性酒類）2項は、「政令で定める発泡酒」について、麦芽及びホップを原料の一部として発酵させたもの（以下省略）とする旨規定している。
- 2 更正請求の趣旨は、極ZERO製品が酒税法23条2項3号口に規定する「その他の発泡性酒類」に該当するというものであるから、原処分庁は、更正請求を認めるか否かの結論を、極ZERO製品が、同号口並びに同号の委任を受けた施行令20条2項及び3項に規定する課税要件に該当するものであるか否かを判断することにより導くことになる。
- 3 各通知書に記載された理由によれば、原処分庁の適用した法令は、酒税法23条2項3号口並びに施行令20条2項及び3項であり、「その他の発泡性酒類」の原料となる施行令の規定の法令解釈を示した上で、原処分庁の調査の結果、具体的な事実関係を示し、極ZERO製品は、酒税法23条2項3号口に規定する「その他の発泡性酒類」に該当しないとした原処分庁の判断について、請求人は特段の支障なくこれを了知し得たといえる。したがって、これらの理由の提示は、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を知らせて不服申立てに便宜を与えるという行政手続法8条の趣旨に照らしても、理由の提示として欠けるものではない。
- 4 平成18年改正酒税法は、ビール、発泡酒及びその他の発泡性酒類については、発泡性という性状に着目して新たな「発泡性酒類」（法3条3号）に分類した上で、23条1項1号において、その基本税率を1kℓにつき22万円と規定する一方で、同条2項において特定のものにつき特例税率を規定したものである。同条2項3号が特例税率の一つとして、「その他の発泡性酒類」については1kℓにつき8万円と規定した上で、同号イ及びロにおいて、その適用をホップ等を原料の一部とした一定の酒類に限定しているのは、それまでに行われてきたいわゆる第三のビール（ビール類似の酒類）の生産・消費に与える影響等への配慮から、平成18年度税制改正当時現に販売されていた商品を念頭に置いて、これらに従来の税率（1kℓにつき79,392円）とほぼ同じ税率である特例税率を適用するとともに、特例税率が適用される対象をこれらと同種の製造方法によるものに限定しようとする趣旨に出たものである。
- 5 原処分庁が行った酒税法施行令の解釈は、平成18年度税制改正当時の状況や改正の趣旨に照らせば、正当な解釈であり、製造方法に照らしても、請求人の主張は採用できない。

（税法データベース編集室 大高由美子）

◇以上の判決について詳細（全文・A4判20頁）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第293号(平成29年12月10日号)/編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館/TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628